

令和5年度第3回神栖市政治倫理審査会（会議概要）

日時 令和5年6月28日（水）午後3時から午後4時5分まで

場所 神栖市役所本庁舎 庁議室

出席 （委員）

吉田委員長，作井副委員長，小嶋委員，野口委員，渡邊委員

（事務局）

山本総務部長，高崎総務課長，木之内総務課課長補佐，竹口総務課係長，大後総務課係長

主な内容

■審査会の運営について

- ・本件は調査請求人の個人的な内容を含み，個人情報とプライバシーに配慮するため，引き続き非公開とした。

■市民の調査請求に係る調査及び審査について

- ・前回提出された回答書において一部回答されていない事項があったため，調査対象議員4人それぞれに再度文書にて回答を求めたところ，調査対象議員4人連名により回答書が提出された。
- ・審査会は，重要な論点として，調査対象議員の意見や考え方を確認すべく，二度にわたり同様の照会をしたが，当審査会の慎重な審査をしようとする方針を批判するような主張がなされ，最後までこれを確認することはできなかった。

■政治倫理違反の存否について

- ・調査請求人から提出された調査請求書の記載内容や調査対象議員4人連名による回答書等をもとに慎重に検討を行った結果，調査対象議員が行った行為は，神栖市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号に規定する政治倫理基準にただちに違反するとまではいえないと判断した。

■調査結果報告書について

- ・調査結果報告書には，政治倫理違反の存否に加え，次のことを当審査会の意見として申し添えることとした。
- ・市議会議員レポートの記事について，調査請求人への配慮が欠けていたことは否めない。
- ・裁判のいずれの判決においても，調査対象議員が行った行為は，調査請求人に対する名誉毀損に当たる行為であるとされている（なお，高等裁判所の判決においては，違法性が阻却されている）。
- ・調査対象議員は，審査会の照会に十分な回答をせず，審理の仕方を一方的に非難しており，当審査会の行う調査への十分な理解があるとはいえない。
- ・調査対象議員は，これらを真摯に認識し，調査請求人への必要な配慮等を尽くすべく，市民の

代表たる議員としてふさわしい対応を講じる必要があると思われる。

- 神栖市の地方税法に規定する法解釈についての見解の変更については、否定されるべきではないが、円滑な議会運営のため、議会に対して神栖市執行部は、その過程において、もう少し丁寧な説明をすべきであったと考える。